

青色申告特別控除額 基礎控除額 が変わります!!

平成30年度税制改正での主な変更点は、次のとおりです。

◆改正1 個人の方の所得税について

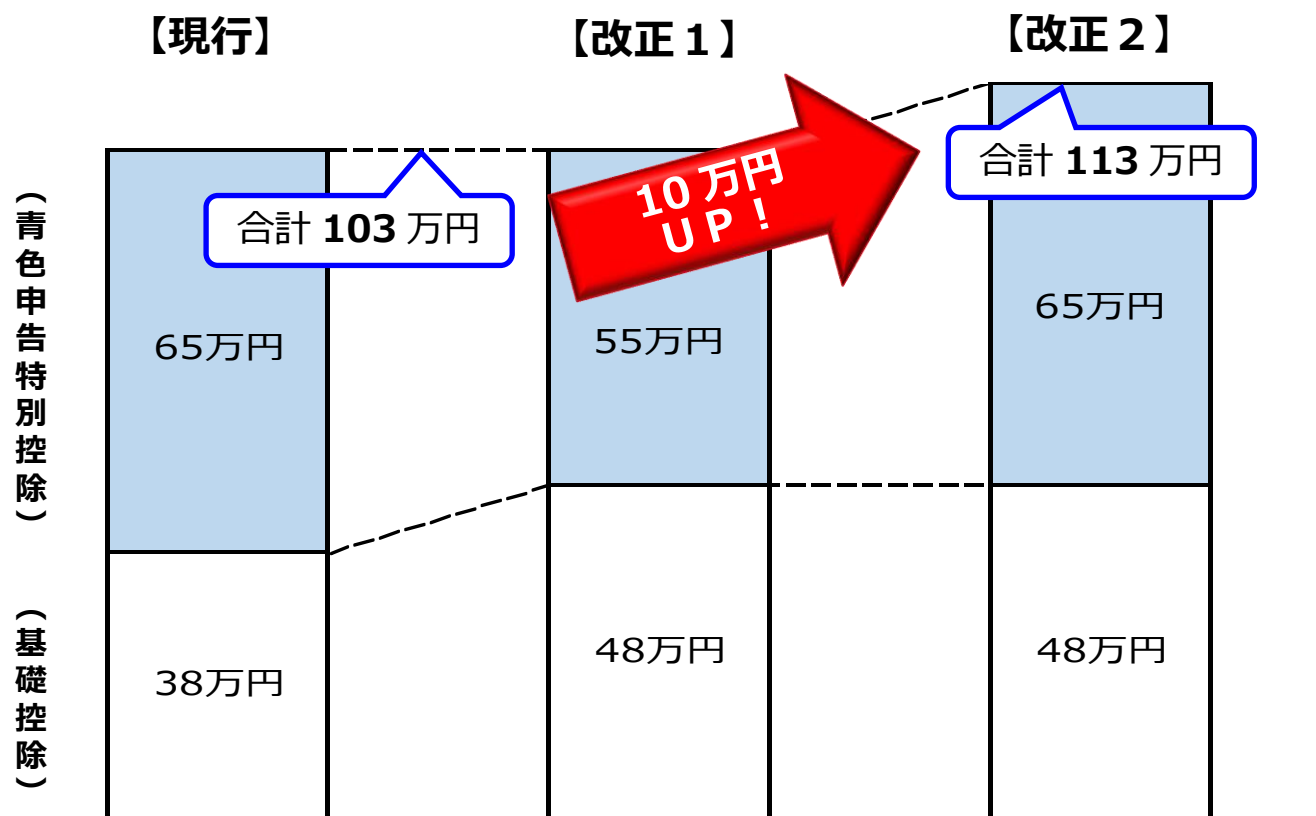
- ・ **青色申告特別控除額**が変わります！（現行 65万円⇒改正後 **55万円**）
- ・ **基礎控除額**が変わります！（現行 38万円⇒改正後 **48万円**）

↓ 更に

◆改正2 「（改正後）55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

- ・ **e-Taxによる申告（電子申告）**又は**電子帳簿保存**を行うと、
引き続き**65万円の青色申告特別控除**が受けられます！

※ 以上の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。



- 10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。
- **改正2**の適用を受けるための要件等は、裏面でご紹介していますのでご覧ください！

65 万円の青色申告特別控除を受けるための要件

時期	令和元年分 確定申告まで	令和 2 年分 確定申告から
特別 65 万円の 青色申告 特別 控除の 要件	(1) 正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2) 申告書に貸借対照表と 損益計算書などを添付 (3) 期限内申告	改正前と同じ + ① e-Tax による申告 (電子申告) 又は ② 電子帳簿保存

① e-Tax による申告（電子申告）とは…

- e-Tax とは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステムです。
- 改正後、65 万円の青色申告特別控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Tax で確定申告書・青色申告決算書等のデータを提出（送信）する必要があります。**

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書・青色申告決算書等のデータを作成し、e-Tax で提出（送信）することもできます。

- ※ 1 ご利用のパソコンが e-Tax の推奨環境を満たしているかを、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。
- ※ 2 税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータを e-Tax で送信することはできないため、65 万円の青色申告特別控除は受けられません。

e-Tax のご利用の流れは、

1 マイナンバーカードを取得！

2 IC カードリーダー又はスマートフォンを用意！

※ マイナンバーカードの読み取りに対応した IC カードリーダー又はスマートフォンが必要となります。

3 国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」へ

確定申告書・青色申告決算書等のデータを作成し、送信します。

申告時に準備するもの



マイナンバー
カード



IC カードリー
ダライタ

② 電子帳簿保存とは…

- 一定の要件の下で**帳簿を電子データのままで保存できる制度**です。この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の 3 か月前の日までに**申請書を税務署に提出する必要があります。**
- ※ 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- 改正後の 65 万円の青色申告特別控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。

令和 2 年分に限っては、

令和 2 年 9 月 30 日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年 12 月 31 日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65 万円の青色申告特別控除を受けることができます。

※ 詳しくは、「国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)」でご確認ください。